

EU PPWR に関する よくある質問と回答(FAQ)

ジェットロ調査部欧州課

2026 年 7 月 2 日更新

■制度概要・背景

Q1. PPWR とは何ですか？

A.PPWR(Packaging and Packaging Waste Regulation)は、EU が導入する包装規制で、包装廃棄物削減、リサイクル促進、再利用の義務化を目的とした包括的な規則です。

詳細は、ジェットロ調査レポート「[EU 循環型経済関連法の最新概要-エコデザイン規則\(ESPR\)、修理する権利指令\(R2R 指令\)、包装・包装廃棄物規則\(PPWR\)案-\(2024 年 11 月\)](#)」をご参照ください。

■スケジュール

Q2. いつ適用開始されますか？

A. 2025 年 2 月 11 日施行、2026 年 8 月 12 日に一部要件が義務化されます。プラスチックの最低リサイクル材含有率やリサイクル可能性などの一部の要件については、個別の適用開始日が定められており、今後、実施規則や委任規則によって詳細が定められます。今後の主な実施規則・委任規則の発表時期は、[「EU PPWR の概要」](#)p.11 をご参照ください。

Q3. 2026 年 8 月 12 日から適用開始される義務は何ですか？

A. 個別に適用時期が定められている要件以外は、2026 年 8 月 12 日から適用開始となります。同日から適用開始される主な要件は、①有害物質の使用規制(第 5 条)、②適合性評価の実施と EU 適合宣言書(DoC)の作成です。主な要件の適用開始時期は、[「EU PPWR の概要」](#)p.10 をご参照ください。

- ① 有害物質の使用規制では、特定の有害物質の使用を厳格に制限しています。具体的には、有機フッ素化合物(PFAS)、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムなどがあります。
- ② 製造事業者は、適合性評価の実施および EU 適合宣言書(DoC)を作成する必要があります。Q9 を参照ください。

■対象範囲・義務

Q4. PPWR はどの企業が対象になりますか？

A. EU 域内で製品を販売・流通させるすべての企業(域外企業含む)が対象です。EU に輸出している日本企業も適用対象になります。

Q5. プラスチックだけが対象ですか？

A. プラスチックだけでなく、紙や輸送用包装など全ての形態の包装が対象です。

Q6. 包装材メーカー以外も対象ですか？

A. 包装された製品の製造事業者、輸入事業者などそれぞれに異なる義務があります。

Q7. 製造事業者、輸入事業者の定義は？

A. 製造事業者とは、包装または包装済み製品を製造する事業者、あるいは、自らの名称・商標で設計・製造した包装・包装製品を有する事業者です。欧州委ガイドラインによると、判断基準は(1)包装の設計や仕様を決定できる立場にある者、(2)商標またはブランドの所有者、の2つの要素となります
([2026年4月14日付ビジネス短信参照](#))。

輸入事業者とは、EU 市場に初めてその包装・包装製品を輸入する事業者です。

Q8. 製造事業者の義務は何ですか？

A. 製造事業者には以下の義務があります。

- ・ 包装が規則要件(リサイクル可能性等)に適合するように設計
※リサイクル設計基準とリサイクル性能等級に関する委任立法は、2030年1月1日、または委任立法の発効日から2年後のいずれか遅い日から適用されます。
- ・ 適合性評価の実施
- ・ 技術文書の作成・保管
※技術文書は、包装材のサプライヤーが作成することも可能。
- ・ 適合宣言書(DoC)の作成
- ・ 製品識別情報(包装のタイプ、バッチ番号、シリアル番号など)および製造事業者情報(名称、商標登録、連絡先など)の表示
※包装に表示することができない場合は、QRコードを用いて提供することも可能
- ・ EU への上市から5年間または10年間文書を保管

Q9. 輸入事業者の義務は何ですか？

A. 輸入事業者は、規則の要件を満たす包装だけを上市しなければならず、上市する前に下記を確認する義務があります。「適合性の確認」「文書の保管」「適合性維持のための管理」が義務になります。また、事業者名、連絡先など必要な情報を包装に表示する必要があります。

- ・ 製造事業者が適合性評価を適切に行い、技術文書を作成していること。
- ・ 包装にラベル表示が貼り付けられていること。
- ・ 包装に必要書類が添付されていること。
- ・ 製造事業者が包装に付けることを義務付けられている事項(バッチ番号、シリアル番号、製造事業

者の名称、連絡先など)を提供していること。
詳しくは「[EU PPWR の概要](#)」p.7 をご参照ください。

Q10. 技術文書と適合宣言書はどのように作成すればよいですか？

A.PPWR 規則および欧州委員会の FAQ (XV)によると、製造事業者は包装の種類(packaging type)ごとに適合宣言書を作成し、適用される要件および包装された製品に関して、包装が同一の特性を有するレベルで作成されるべきとあります。適合宣言書には、識別番号のかたちで、それが作成された包装の種類を明記する必要があります。

適合性評価の対象となる条項は、「第 II 章 持続可能性の要件」にある第 5～11 条(含有物質、リサイクル可能性、プラスチック包装のリサイクル材最低含有率、堆肥化可能性、包装の最小化、再利用の可能性)と第 12 条(包装のラベル表示・情報提供)です。

FAQ (XV)によると、具体的な適用開始日が定められていない要件については、規則の一般適用日である 2026 年 8 月 12 日から、企業は適合性評価を実施する必要があります。一方で、必要な実施法令または委任法令の採択後に適用される規定については、それぞれに定められる個別の適用開始日に対応して、適合性評価の義務も開始されるとあります。

適合宣言書の記載項目については「[EU PPWR の概要](#)」p.8 をご参照ください。

また、技術文書に最低限含める要素、適合性評価手順および適合宣言書の記載項目は、PPWR の付属書 VII および VIII でもご確認いただけます。

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj/eng>

EU 適合宣言書(DoC)のフォーマットは、欧州委員会のページからダウンロードできます。

<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/23962/>

■ラベル表示・情報提供

Q11. ラベル表示義務はありますか？

A. 消費者が包装廃棄物を分別しやすくすることでリサイクルを促進することを目的に、経済事業者には包装の材料の組成を示すラベルを付けることを義務付けます。

規則の施行日(2025 年 2 月 11 日)から 18 カ月以内(2026 年 8 月 12 日まで)に、EU レベルで調和された包装のラベルやラベル表示の要件、デジタル手段による提供を含む様式の仕様を定めた実施規則が採択される予定となっています。

なお、輸送用包装については、電子商取引の包装を除いてラベル表示要件の適用を除外されます。

ラベルはピクトグラム(絵記号)で表示し、堆肥化可能な包装、再利用可能な包装の場合はそれを明示する必要があります。ラベルの詳細な要件は今後の実施法令で定めるため、義務が適用されるのは

規則の施行日から 42 カ月後(2028 年 8 月 12 日)、または、実施規則の施行日から 24 カ月後のいずれか遅い日となります。

また、規則の施行日から 48 カ月後(2029 年 2 月 12 日)、または実施規則の施行日から 30 カ月後のいずれか遅い日からは、再利用可能な包装にはそれを明示するラベルを付けることが経済事業者に義務付けられます。さらに、回収ポイントを含めた再利用のシステムに関する詳細な情報を提供するため、QR コードなどのデータキャリアを付けることも必要となります。
詳細は、今後採択される実施規則で定められます。

■ 罰則

Q12. 違反した場合の罰則はありますか？

A. 罰則については、EU 加盟国は 2027 年 2 月 12 日までに、同規則の違反に適用される罰則についての国内法を定めるように規定されています。

以下の貿易・投資相談 Q&A もご参照ください。

[CE マーキングの概要:EU | 貿易・投資相談 Q&A - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)

[RoHS\(特定有害物質使用制限\)指令の概要:EU | 貿易・投資相談 Q&A - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)

[環境規制:EU | 貿易・投資相談 Q&A - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)

以上